満州事変下における吉野作造の中国論

趙 暁靚(xiaoliang_zhao2003@yahoo.co.jp) 〔名古屋大学(現 広東外語外貿大学)〕

The views of Yoshino Sakuzo regarding the Manchurian Incident Xiaoliang Zhao

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan (Present: Guangdong University of Foreign Studies)

Abstract

Yoshino Sakuzo, the most important leading thinker in Taisyo Democracy and a specialist on Sino-Japan relationship, died in 1933 just one and a half year after the Manchurian Incident. He put his comments about the Manchurian Incident into a few articles before 1933. This paper will discuss Yoshino Sakuzo's opinions about the Manchurian Incident so that we can illuminate Yoshino's points of view regarding Sino-Japan relationship and Washington Treaty System from 1931 to 1933.

Key words

Yoshino Sakuzo, Washington Treaty System, the Charter of the League of Nations, Pact of Paris, the Manchurian Incident

1. はじめに

吉野作造は満州事変勃発一年半後の1933年にこの世を 去った。本論は吉野の最晩年の中国論、すなわち満州事変 下の吉野の中国認識を考察の対象とする。本論が検討する 問題を取り扱う先行研究のなかには、吉野は満州事変が自 衛権の行使でなく帝国主義的進出としての軍事行動だと論 じ、満州国の成立と東洋モンロー主義を巧みに批判し、帝 国主義に抵抗することを指摘するもの(1) と、満州事変の 際関東軍の軍事行動を批判しながら、満蒙における「既得 権の尊重」を国民の要求となし、しかもそれを「民族の生 存繁栄」によって理由づけ、結局「民族の生存の必要に根 底する帝国主義的進出」を否定していないと満州事変後の 吉野の帝国主義を批判するもの(2)がある。いずれも満州 事変に抵抗すれば非帝国主義者、抵抗しなければ帝国主義 者という軸で満州事変後の吉野作造をはかり、第一次世界 大戦後「戦争違法化体制」の確立という国際社会の変化の 文脈において吉野の中国論を検討していない。また第一次 世界大戦後吉野が東アジアの国際秩序としてのワシントン 体制を積極的に支持し、しかも満州事変が破壊を試みたの はワシントン体制である以上、満州事変後の吉野の中国認 識を解明するには、ワシントン体制との関連において考察 をおこなうことが不可欠の作業だといえよう(3)。本論は帝 国主義者か非帝国主義者かという二分法的見方ではなく、 ワシントン体制との関連において満州事変後の吉野の中国 論を実証的に考察し、満州事変下中国問題に対する吉野の 関心の所在ならびにそこにおける変化を浮き彫りにすると 同時に、関東軍の軍事行動と満州国を批判する吉野の戦争 認識の政治思想史的意味を解明したい。

ついては、まず第一次世界大戦から満州事変までの吉野

の中国論を顧み、それを踏まえ満州事変後吉野が『中央公 論』に掲載した社論を主な材料として考察を展開してい く。

2. 第一次世界大戦から満州事変までの吉野作造の中 国論

1914年7月ヨーロッパにおいて第一次世界大戦がはじま り、日本政府は大戦を機に東アジアにおけるドイツの根拠 地を一掃するとともに、満洲をめぐる中国との懸案事項を 一気に片付けようとし、1915年1月中国に対して五号二十 一条からなるいわゆる対華二十一ヵ条要求を提出した。そ の内容は第一号、山東省に関する件、第二号、南満洲およ び東部内蒙古に関する件、第三号、漢冶萍公司の日中合弁 に関する件、第四号、中国沿岸の港湾および島嶼を他国に 譲渡もしくは貸予しないこと、第五号、その他の懸案事項 に関する件である。この「懸案事項」というのは、中国中 央政府に日本人の政治、財政、軍事顧問を招聘すること、 必要な地方警察を日中合同とすること、中国政府所要兵器 の相当量を日本から購入するかもしくは日中合弁の兵器廠 を設立すること、武昌と九江南昌線とを連結する鉄道、南 昌、杭州間の鉄道、南昌、潮州間の鉄道の敷設権を日本に 許すこと、などである(4)。

第一号から第四号までは、だいたい満蒙などすでに日本の勢力下にある権益の延長、強化およびドイツ権益の継承にかかわるものであったが、第五号の内容はそれらと性格をことにし、いわば中国全土に日本の勢力圏を広げようとするものであった。そのことは、主に中国中央部に権益をもつイギリスや、中国全土での通商および投資活動を推進しようとして門戸開放、機会均等を主張していたアメリカ、さらに中国南部揚子江流域に権益をもつイギリスの利害と正面からぶつかることを意味した。そして、米英政府はそれぞれ日本政府に対し第五号を批判した通牒ないし覚書を手渡した。結局日本政府は米英の抗議を受け入れ、第

五号を一応留保し、第一号から第四号までの内容を一部修正して中国政府に受諾させた。

この間吉野は『日支交渉論』を執筆し、第五号をふくめ 対華二十一ヵ条要求を全面的に支持する意見を披露した。 彼によると、満蒙権益の強化とドイツの山東権益の継承は 当然のことであり、中国全土に排他的政治経済権益を拡大 するのも日本の生存のため、「最小限度の要求」である。イ ギリスの抗議で第五号を削除したことに関して、吉野はイ ギリスが東アジアでドイツを抑えるために日本の力を借り ざるを得なくなったこの機会に、袁世凱政府との外交交渉 を通し正式な条約を結ぶことによって中国全土に日本の勢 力を拡大するという構想のもとでそれを批判し、アメリカ の「領土保全、門戸開放、機会均等」の対中政策に対して も、吉野は批判の矛先ををむけた。つまり、列国が争って 中国で排他的勢力範囲を設けている現状に鑑みて、現在に おいても将来においても、「門戸開放、機会均等の原則は 殆ど無力」なので、日本が対中政策を設定する際に、アメ リカの唱導する「領土保全、門戸開放、機会均等」の原則 をそれほど気にする必要はないと吉野は主張した。また、 このような吉野の対中国政策論の背後に存在しているのは 彼のつぎのような中国認識であった。すなわち、1916年ま で吉野は中国革命党の力と思想を評価せず、彼にとって革 命党が袁世凱に対抗しうる力を持たない以上、中国の政治 的将来はかならずしも期待できるものではないというもの

1915年12月末、袁世凱の帝政運動に反対する第三革命が勃発した。その時期において、南方派に同情した頭山満、寺尾亨の依頼に応じて吉野は中国革命史の研究を始め、彼の中国認識にも大きな変化が生じた。つまり革命党の思想と力を見直し、革命党の動きに中国の政治的将来を見出そうとしたのである。この中国認識の変化により、吉野は中国を単なる利益壇場とみて、あらゆる機会を利用し、中国で利権を設定しようとする考え方を修正し、寺内内閣の援段政策を批判した。他方この時期において、吉野は東アジアにおけるアメリカの発言力を日増しに重視し、中国問題における対米協調の必要性を強調するに至った。

以上の二つの変化を背景に、1917年石井・ランシング協定が結ばれた際、吉野は中国全土で日本の勢力を拡大しようとする対華二十一ヵ条要求の第五号を否定するように転じた。彼によると、中国本土における日本の優先権は、決して経済的なものではなく、軽い意味の政治的優先権にすぎない。それはすなわちアメリカが、中国本土で日本を差し置いて政治的なイニシアチブをとらないことを意味し、しかも中国本土においてこれ以上の日本の優先権を主張するのは無理なことだという。対華二十一ヵ条要求にみられるような排他的な、日本による全面的なコントロールではなく、ある程度中国の主権を尊重し、かつ列国協調を前提とした相対的な優先権である。たとえば、第一に、中国全土における日本の経済的優先権を否認するかぎり、兵器の購入を日本のみからするような独占的経済的要求は認められないであろうし、第二に、「軽い意味の政治的優先権」は

列国の承認がその前提である以上、中国中央政府に積極的に政治勢力を拡張しようとする日本人顧問招聘の要求も問題になるからである ⁽⁵⁾。

他方、この時期において吉野は第五号を除いて結ばれた 日華条約を依然擁護した。日本の満蒙特殊権益について、 吉野は、石井・ランシング協定の締結が満蒙特殊権益に対 するアメリカの承認を意味すると考え、それを歓迎した。 彼によると、日本の満蒙特殊権益は「日本其物の安静を擁 護するといふ消極的目的の範囲内に於て、支那の内政に干 与する」政治的な権益であり、しかも「日本が支那との条 約に於て有するところの権利利益のみ」ではない。すなわ ち、満蒙において、条約上の根拠がなくても必要あれば日 本が中国の内政に介入する権利を有するという見解であ る。このような解釈はむろん中国の主権と政治的独立を侵 害するものであり、当時中国政府は日本の満蒙権益があく まで条約に規定されたものだと宣言したが、それに対して 吉野は「条約によって有する権利の主張丈けならば、何も 第三国の承認は必要でない。特に第三国の承認を必要とせ し所以のものは、条約によって有する権利以外の利益を意 味するものとみなければならない」と中国の主張を批判 し、大国間の合意さえあれば小国の反対がクリアできると いう大国主義的姿勢を示した。

1919年1月に開かれたパリ講和会議において、中国代表 団は勢力範囲の撤廃、不平等条約の廃棄、とくに日本に対 して対華二十一ヵ条要求の無効を要求した。それに対して 吉野は、中国の要求を非論理的だと厳しく批判した。彼に よると「正当の権限を有するもの[一国の合法的政府]が 取り極めた条約」は、たとえ圧迫の結果でも、両国が交戦 国になっても依然有効なはずであった。つまり1915年の 日華条約と1898年の膠州湾租借に関する清独条約は有効 である、と吉野は主張した。彼によれば、国際的自由平等 は力の要素を無視する絶対的な平等ではなく、現実の力関 係に基づくうえでの平等であり、第一次世界大戦後国際関 係の民主化は力のファクターを完全に否定するものではな く、ワシントン会議における中国に対する列強の譲歩、な らびにワシントン条約における領土・政治的統一について は通常の国家として中国の主権を認め、不平等条約につい ては将来撤廃を進め、中国と列国の平等化を進めていくと いう規定に示されるように、各国の力の発展にもっと自由 なチャンスを与えることを意味している。ゆえに不平等条 約の全面撤廃を達成するには、パリ講和会議とワシントン 会議を主導したアメリカを中心とする列強が承認しうる条 件―中国自身の「実力の発達」、すなわち中国全土を統一 する力を有する中央政府の存在、および列強が認められる プロセス―民衆の圧力による無秩序な利権回収ではなく、 統一的中央政府の代表との外交交渉が不可欠な条件であ り、南北分断、軍閥割拠の中国の現状にしてみれば、不平 等条約の撤廃はまだ時期尚早である。

他方、吉野は第一次世界大戦が日本経済に与えた影響に 注目し、戦後日本が中国で経済発展を遂げるために何らか の方法で戦争を抑止し、世界全体、とくに東アジアにおい て国際環境の安定化を図らなければならないと考え、国際連盟による平和維持の役割を重視した。このような思想的枠組みのなかで、彼は連盟規約、九ヵ国条約における中国の領土、政治的独立の保全の規定そして中国全土での経済発展を念頭におき、かつてのような中国政府の反対を無視して、条約上の根拠がなくても必要あれば満蒙において中国の内政に干渉する権利を日本が有するという解釈が、あきらかに中国の主権と政治的独立を侵害し中国中央政府との関係を悪化させかねないものと考え、日本の満蒙権益は日中間の条約にもとづくものに限るべきだと主張するようになった。この認識をふまえ、彼は張作霖援助を通して満蒙全域を日本の勢力範囲にしようとする軍部の動向を糾弾した。

ワシントン会議から 1927 年に北伐軍が揚子江流域を制 圧するまで、吉野は基本的にワシントン体制の枠内で日本 の条約上の権利を擁護する姿勢で一貫してきた。その端的 な例として、1926年に四川省の軍閥によってイギリスの権 益が侵害され、イギリス軍艦が万県を砲撃したいわゆる 「万県事件」の際、吉野は「最近の英支葛藤」を執筆し、条 約上の既得権を擁護するための中国に対する「新干渉主 義」を唱えた。つまり吉野によると、列国は中国の主権を 尊重すると同時に、中国にも列国との条約を守る義務があ る。ゆえに中国政府は列国の条約上の権利を保護できない 場合、列国は権益擁護のために中国で「自由行動」をとる 権限があるはずである。他方列国の「自由行動」には限度 もあり、すなわち新しい利権の設定により中国の主権を侵 害するのは禁じられるべきである。また、日本は上記「新 干渉主義」原則の確立にあたってイギリスの提唱に賛成す べきだが、この原則のもとで具体的な行動をとる場合イギ リスと協働する必要はないと吉野は主張する。吉野のこの 主張は必ずしもワシントン体制下の列国協調システムから の離脱を意味するわけではない。なぜなら第一に、1926年 1月北伐軍が上海に接近した際幣原外相はイギリスによる 上海租界に共同派兵する提案を拒否した例からもわかるよ うに、そもそも列国協調というのは、中国問題に関する如 何なる場合にも列強は行動を共にする意味ではない。第二 に、ワシントン体制下の列国協調システムは、門戸開放の 原則のもとで中国の主権を尊重することと列国の条約上の 既得権を保証することがその主眼であり、吉野のいう「新 干渉主義」は前述したように条約上の既得権を擁護するた めの干渉であり、しかもそれによって新たな利権の設定が 禁じられるべきである。ゆえに少なくても吉野は主観的に ワシントン体制下の列国協調システムを離脱しようとはし ていないといえよう。

1928年6月、国民革命軍による北伐が完遂し、7月7日 国民政府王正廷外交部長は一切の不平等条約を撤廃し平 等・主権互尊の立場から列国と新条約を締結するとの宣言 を発表した。7月25日に中米関税条約が調印され、アメリ カは列国に率先して中国の関税自主権を認めた。それはア メリカによる事実上の国民政府承認であり、内外に大きな 衝撃を与えた。そして12月20日、中英関税条約が調印さ れ、イギリスも国民政府を正式に承認するとともに中国の 関税自主権を認めた。

1928年中国と日本との間に日中通商航海条約に関する交 渉がおこなわれた。それに対して吉野は、国民政府による 一方的な条約無効宣言と臨時弁法適用の通告を国際信義に 違反するものと批判しながら、中国と平等な新条約を締結 すべきだと主張した。革命外交といわれる王正廷外交に対 して、吉野は王正廷が公の場で日中通商航海条約廃棄の原 則を宣言したが、実際交渉の場合文字通りに条約廃棄を強 要するとは限らず、むしろ彼が柔軟な姿勢で交渉に臨むは ずだと王正廷外交を判断し、国民政府との交渉を通し条約 改正と満蒙問題をめぐる日中間の妥協を図るべきだと主張 した。満蒙権益に関しては、吉野は旅順大連租借権と鉄道 付属地の駐兵権など政治的権利を留保する一方、満鉄を中 国と共同管理し、そのうえ鉄道の収益を公平に中国に分配 するように満蒙権益のなかの一部の経済的部分を中国に譲 歩することを考えている。要するに、北伐から満州事変ま での吉野の中国論は、国民党による中国の統一という新た な事態に対応し、米英とともに国民政府との外交交渉にお いて不平等条約を改正して、中国と平等な新条約を締結 し、さらに、満蒙権益のなかの鉄道権益の一部を中国に譲 歩することを通して不平等条約改正と満蒙問題をめぐる日 中間の衝突を回避することを求め、第一次世界大戦後東ア ジア国際秩序としてのワシントン体制の安定化を維持しよ うとするものであった ⁽⁶⁾。

3. 「民族と階級と戦争」(1932年1月)

ところが、1929年10月ウォール街の株式大暴落をきっかけにはじまったアメリカの経済恐慌は、間もなく世界に波及し、未曾有の世界大恐慌になっていく。1931年9月イギリスは金本位制停止を宣言し、これに追随して31年末ほとんどすべての国が金本位制から離脱し、第一次世界大戦後再建された金本位制にもとづく世界資本主義の統一性が破れた。そしてイギリスをはじめ、アメリカ、フランス、ドイツなど主要資本主義国家はそれぞれ自国を中心として植民地、自治領ないし隣接諸国にわたる排他的経済ブロックを形成した。日本もその影響をうけ、1930年3月の商品市場、株式市場の急落をきっかけに、いわゆる昭和恐慌となった。このような背景のもとで1931年9月18日満州事変が勃発した。

1932年1月吉野は長文の「民族と階級と戦争」を『中央公論』にのせ、満州事変を論評した。まず吉野によると、満州事変は日本政府と軍部の説明したような「自衛権の発動」ではない。彼はいう。

「自衛権の発動として達せんとする目的のうちに撃争権益の確認とか将来の保障の為めの新義務の負担とかを含ましめ得るかと云うに、『戦争』の結果ならばいざ知らず、単純な自衛権の発動の結果としては些か無理だと思ふ。現に我国は他日の撤兵交渉に於て永年我の主張し彼の否認し来りし諸権益の新なる確認を要求、排日排貨の将来に於ける

取締につき厳重なる義務を負担せしめ、更にまた条約一般 尊重の再確認を約せしめて例へば夫の二十一ヶ条問題の如 き強迫を理由とする条約の一方的無効宣言を防がんとして 居るやら。いづれも我国としては至当必要の要求である が、併し之を自衛権の発動の当然の要求とするはいささか 理屈に合はぬと考へる ⁽⁷⁾」。

つまり吉野は、満州事変のような軍事的手段で満蒙懸案の解決、日本商品ボイコットの取り締まり、および対華二十一ヵ条要求に対する中国側の一方的無効宣言を防ぐなどを求めることはすでに「自衛権」の範囲をこえて、むしろ戦争に近いと主張した。さらに彼は、南次郎陸軍大臣による張学良、馬占山など反日勢力を満州から追い払い、満蒙において新しい親日政権を樹立するという声明に行くと「実は侵略行動」になると批判した⁽⁸⁾。

他方、満州事変が「自衛権の発動」だという説明には理屈に合わない点があるが、事変そのものは日本国民の広範的支持を獲得していると吉野は指摘した。その理由について彼はつぎのように説明する。満州事変までの吉野の中国論とくらべると変っているところなので、引用を長くする。

「満蒙に於て有する日本の権益の中には、民国側に於て 認めるもあれば又認めざらんとするもある。否認の理由の 一つに其権益の基く条約が強迫に出づるものであって本来 無効だからといふ説がある。強迫であらうがあるまいが立 派に調印された条約を一方的意志で勝手に無効呼ばはりす るは明白に国際信義の背反である。相当の方法に依って改 訂を求むるはいい、改訂あるまでは之を認めないといふ方 が無理だ。従って我国が一切の権益に付て其の十分なる運 用を要求し之に対する一切の障害を排除せんとするは正し い。然う考へると、之等の権益に対する支那官民の永年に わたる直接間接の侵害は明かに武力救済行動の一理由たる を失はない。是れ今次の出兵が自衛権の発動と云ふことを 以て説明されて居る所以である。併し乍ら之は実は形式上 の話だ。我々はモ少し事の実相を透察しなくてはならぬ。 成る程わが権益に手を触るるものは許しては置けぬ。けれ ども其権益の実質がさ程大したものでなかったら、果して 我々は兵力を動かしてまで其救済に急いだであらうか。少 し早過ぎたと思はれる程に又少し行き過ぎたと思はれる程 に大袈裟な軍事行動を執った点から観て、我々は所謂権益 の包む内容実質の如何に重大なるものなるかを想像せざる を得ない。その重大とされる所以は各方面から説かれ得る ことであらうが、独り経済的関係のみから観るも、或は撫 順炭鉱の露天掘りだけでも昨年は七百万噸を採取した。今 の所何時尽くるか先きが見えないとか、或は石炭と石炭と の間にある泥の様な廃物からオイルセイルを得ることが発 明され其結果現在日本各種工業並に海軍方面の一ケ年の重 油使用量を五百三十万石とすると撫順だけで優に三百年間 は支へ得るとか、殊に話の大きいのは鉄で、之こそ満洲に 於ける埋蔵量は無尽蔵であり五百年で乏しきを感ずるか千

年で無くなるか分らないと云ひ、其外衣食住の原料に在て は現在の幼稚な経営の下に放任しても驚くべき生産高だと か云ふわけで、要するに満州に片足を踏み込んだ日本は恰 度宝の山に入ったやうなものだといふのである。それに此 頃よく人は云ふ、日本の軽工業はもう行詰まった、之から 重工業に移るでなければ産業の将来に見込みはないと。果 して然らば満洲の重要性は益々加はるのだ。満洲の何等か の形式による獲得を以て日本民族生存上の絶対必要とする も故なきに非ずである。我々は昨今いろいろの人から斯ん な事を聞かされる、満州に権益を張らなければ日本は亡 びる、民族の生存繁栄の為には嫌が応でも満洲に確実な 地歩を占めなければならぬと。国民は今や斯く信じて出 兵を承認した、少し位やり過ぎても夫れだけ日本の立場 は強固になると考へてその軍事行動を支持して居る。満 洲に於ける軍事行動は斯うした国民的信念を背景とし、 其支持に恃みつつ其要望に応じて進められつつありと観 ねばなるまい (9) [。

すなわち、満蒙における条約上の既得権を守るための出 兵が「自衛権の発動」だというのは形式上の話しであり、 実際には眼前の大恐慌をのりこえるため従来の満蒙懸案を 一挙に解決し、満州に鉄、石炭などの資源、ならびに「衣 食住の原料」を求め、満蒙を実質上日本の排他的勢力圏に しなければならないという認識は国民一般に広まりつつあ り、それを達成するには自衛権の範囲をこえる軍事行動に 訴えるのも仕方ないと考えられ、したがって満州事変は広 く国民に支持されていると吉野はみている。

以上の説明をふまえ、吉野は満蒙懸案の解決および満州 を日本の排他的勢力圏にしようとする満州事変の本質は帝 国主義的だと論じている。

「して見ると満州に於ける軍事行動の本質は帝国主義だと謂わねばならぬ⁽¹⁰⁾」。

さらに吉野は、この場合問題になっているのは満州事変の本質如何(自衛権の発動か帝国主義進出か)ではなく、むしろ「我々は自家の生存の為に満洲に権益を設定してわるいのか」と指摘する(II)。そしてこの問題に対して吉野はつぎのように答える。

「そこに民族生存上の絶対必要と云ふに基づく帝国主義的進出の一応納得せらるべき理由が存するわけだ (12)」。

つまり、経済的大恐慌から生き残るため日本が満州に排他的独占的権益を張るのは必要だと吉野も認めた。第一次世界大戦以降満蒙特殊権益より中国全土での日本の経済発展を重視し、中国に対する内政不干渉と満洲における「門戸開放、機会均等」を唱えてきた吉野はいきなりに満蒙を日本の経済的独占的勢力圏にする主張に傾いていく。このような変化の背後に存在しているのは資本主義世界の経済的大恐慌に対する「民族生存上」の危機感、ならびにそれ

による自由貿易の行き詰まりに対する認識であろう。

だからといって吉野は完全に満州事変に同調するわけではない。彼の関心の所在はつぎのようである。

「民国は固より日本の此立場 [自衛権の発動] をオイソレと認めぬにきまって居るが、せめて諸外国が之を認めて呉れると云ふのでないと、規定の方針を押し通さうとする我国の外交的地位はなかなか安易なものではない (13)」。(「] 内は筆者)

「併し満州事変其ものは実際どれ程時局を多難ならしむる因子となって居るだろうか。国際連盟に於ける空気は頗る険悪である。併し之は自衛権の発動を以て帝国主義的進出を弁明せんとしたからの失策であって、初めから日本民族生存の必要を楯に取ったら斯うまで難儀しなくても済んだだらうと思ふ (14)」。

つまり、ベルサイユ・ワシントン体制の枠内において満 蒙懸案を解決し、満州を日本の経済上の独占的勢力圏にす ることを列強に承認させ合法化させることにより、満州事 変を起した日本の国際的孤立を回避するのは吉野の最大な 関心事である。しかも彼は、「自衛権の発動」に固執する のは愚策であり、大恐慌に見舞われた「日本民族生存の必 要」として同じように経済恐慌に襲われた列強に訴えるほ うが得策だと判断した。

さらに、以上の構想のもとで吉野は下記の二点から満州 事変を糾弾した。第一、彼は大規模な軍事行動を批判した。

「仮令正当な権利の要求の為とは云ひ、其貫徹に大規模の軍事行動を執ったと云ふ事に付いては心中ひそかに一種不安痛恨の感を催さざるを得ない。・・・・戦争で勝ったからとて、今に莫大な利権が取れるからとて、全国民がただ一本調子に歓喜するのみなるは決して正義の国日本の誇るべき姿ではない。満州事変に関する問題の全面に就て国内にもっと自由無遠慮な批判があっても然るべきではあるまいか。今次の事変は日清戦争や日露戦争などとは全然その性質を異にするものである(15)」。

すなわち、吉野は満州事変を日清戦争と日露戦争から区別して、日清日露両役で日本がやったような戦争に勝ったことにより他国で利権と勢力圏を張ることを戒めた。その理由について吉野は明言していないが、松尾尊兊つぎのように説明する。

「吉野はその理由を説明しないが、おそらく満州事変が第一に外交交渉ぬきの開戦であったこと、第二に中国本土から満洲を割取することを目的とする点で、前二回の戦争に比べ侵略性において著しいことをいいたいのであろう(16)」。

つまり吉野は侵略主義に反対する立場から満州事変を批 判するという。しかしこのような解説は抽象的な説明にと どまり、かならずしも満州事変を日清日露両戦争から区別 し、大規模な軍事行動を戒めた吉野の意図を解明するわけではない。以下第一次世界大戦以後国際政治の変化に即して、吉野の戦争認識の思想史的意味を検討していく。

周知のように、第一次世界大戦まで戦争は国策の一手段 として国際社会で広く認知され、戦争をめぐる国際法の状 態は無差別戦争観の時代とされる。すなわち、「戦争は、国 家が一定の手続き (=戦意の表明) を経て行なうかぎり、 その理由のいかがにかかわりなく、すべて合法性が認めら れる」。このような時代背景のもとで戦争した当事国同士 がおのおのの政治同盟的立場にある国の支持によっておの おのの正当性を獲得し、最終的に戦争の勝利によってそれ を確保するのは通常の状態であった。日本の場合、日清戦 争におけるイギリス、日露戦争における英米の支持、そし て両戦争での日本の勝利という結果が正当性をもたらし た。しかし1919年に成立し、延べ日本と英仏をふくめ六十 三ヵ国の加盟を得る国際連盟はその規約において、自衛戦 争と連盟規約上一定の手続きを経た後の戦争だけを許容 し、領土侵略戦争などを禁止して、かつ連盟規約に違反す る戦争を開始した国に対して経済的・軍事的制裁を発動し うると規定しており、いわゆる「戦争違法化体制」を発足 させた。1922年にワシントン会議において調印された九ヵ 国条約は、アメリカを含む多国間条約の形式によって中国 に対する武力侵略を禁止し、国際連盟規約と連動する性格 をもっていたとされる。さらに、アメリカとフランスの主 導下で1928年不戦条約が成立した。不戦条約は国家の政 策の手段としての戦争を放棄し、国家間のすべての紛争を 平和的な手段で解決することを宣言し、延べ国際連盟規約 とほぼ同数の加盟を得ることになった(17)。

以上わかってきたように、吉野にとっては自衛権の範囲をこえた満州事変における関東軍の軍事行動は第一次世界大戦以降国際法上禁止された中国に対する武力侵略であり、日本自身も調印した国際連盟規約、九ヵ国条約および不戦条約に対する違反であり、それによって国際社会の非難ないし制裁を招き、日本と列強間の協調を危うくするのは「時局を多難ならしむる」ことである。このため吉野は関東軍の軍事行動に対する国内の批判を呼びかけ、輿論の力で日本の「外交的地位」に不利な影響を及ぼす軍事行動の拡大に歯止めをかけようとしたのであろう。一方、前にふれたように吉野は経済恐慌からの打開策として満蒙懸案を解決し、満洲を日本の経済的独占的勢力圏にする必要を認め、それを達成するまでの限定的武力行使を「日本民族生存の必要」という理由で国際社会に弁明し、列強諸国の諒解をとることを主張した。

第二に、吉野は「国民社会党」が主張する満蒙で親日的 独立政権をたてることを批判した。「国民社会党」は吉野 の次女の夫である赤松克麿などをはじめとする社会民主党 内の国家社会主義的傾向の人々であった。

「併し満蒙の天地に果して確乎たる独立政権が樹立され 完全に民国中央政府からの離脱に成功し、一方には日本政 府の保護に安んじつつ他方には例へば島中友三・松谷与二 郎の諸君を最高顧問に挙げて真に理想的な開明政策を行ふの日があるだらうか。国民社会党の満蒙理想郷の計画は丸で空夢でもあるまいが、容易に実現せざるべく見ゆる幾多の仮定の奇跡的具体化を想像せずしてはオイソレと受け取れぬ問題であると思ふ⁽¹⁸⁾」。

満蒙で中国中央政府から独立した親日政権を樹立させる という「国民社会党」の計画は国際社会に受け入れられず、 その実現は奇跡に近いと吉野は批判した。島中友三は社会 民衆党内の、松谷与二郎は全国労農大衆党内の国家社会主 義的傾向の人であった。前に述べたように、国際連盟規約 では第十条で一般的に締約国の領土と政治的独立を保障す ることが規定されており、九ヵ国条約において中国の領土 的・行政的保全が承認され、中国に対する領土侵略と政治 的分裂を図る謀略を禁止していた以上、満蒙で独立政権を たてることは明らかに連盟規約と九ヵ国条約への違反であ り、ワシントン体制の枠内で国際社会に認めさせるのはあ り得ないはずである。ゆえに吉野は満蒙独立の構想を批判 した。先行研究では満州事変勃発後吉野が満蒙における独 立政権の樹立を批判することを指摘しているが(19)、上記 のように国際連盟規約とワシントン体制の関連において、 吉野の批判の理由を考察していない。

以上考察してきたように、満州事変が勃発した際、吉野は経済恐慌の打開策として満蒙懸案を解決し、満洲を実質上日本の経済上の独占的勢力圏にすること認めた。第一次世界大戦以降満蒙特殊権益より中国全土での日本の経済発展を重視し、中国に対する内政不干渉と満洲における「門戸開放、機会均等」を唱えてきた吉野の中国論における著しい変化だといえよう。この変化の背後に存在しているのは資本主義世界の経済的大恐慌に対する「民族生存上」の危機感、ならびにそれによる自由貿易の行き詰まりに対する吉野の認識であろう。

一方、吉野は関東軍による大規模な軍事行動と満蒙で中 国から独立した親日政権を樹立することを批判した。彼に よれば、「自衛権の発動」と解釈できない大規模な軍事行 動は国際連盟規約と不戦条約に対する違反であり、満蒙で 独立政権をたてるのは中国の領土的行政的保全を保障する 九ヵ国条約とワシントン体制への挑戦であり、それによっ て国際社会の非難ないし制裁を招き、日本と列強間の協調 を破壊するのは日本にとってきわめて不利なことである。 したがって、吉野は満蒙懸案を解決し、満洲を日本の経済 的独占的地域にすること、およびそれまでの限定的武力行 使を「日本民族生存の必要」という理由で国際社会に弁明 し、列強との協調関係を保とうとしたのである。先行研究 では吉野が満州事変における関東軍の軍事行動と満蒙にお ける独立政権の成立を批判したことを指摘しているが、本 論のように第一次世界大戦後国際連盟規約、九ヵ国条約お よび不戦条約の調印による「戦争違法化体制」の成立とワ シントン体制との関連において、吉野の批判の意図とその 政治思想史的意味を検討していない。

4. 「リットン報告書を読んで」(1932 年 10 月) から「東洋モンロー主義の確立」(1932 年 12 月) へ

ところで、満州事変直後に新国家樹立方針をかためた関 東軍は、その占領地において「治安維持委員会」や「臨時 政府」を組織して中国からの独立を宣言させ、1932年11 月新国家の頭首に予定した溥儀を天津から連れてくるので ある。このような「満州国」建国の動向に対して、1932年 1月アメリカは日中両国にスチムソン通牒をおくり、アメ リカが九ヵ国条約違反の条約および事態を承認しない旨通 告した。それに続いて2月日本と中国以外の十二の連盟理 事国は、連盟規約第十条に違反する連盟国の領土保全およ び政治的独立の侵害を承認しない旨日本に通告し、3月連 盟総会は、「国際連盟規約又はパリ規約「不戦条約」に反 する手段によってもたらされるいかなる状態、条約、協定 をも承認しないことは連盟国の義務である」と議決した。 さらに国際連盟により事実調査のためのリットン調査団が 満州に派遣された。リットン調査団が作成した報告書は、 1931年9月18日以後の軍事行動の責任は日本にあるとしな がらも、日本の行動を国際法違反とは認定せず、また事件 の解決策として、満州に対する中国の領土主権を承認しな がら、そこに特別な行政組織をつくり、実質的に日本の影 響力の拡大を承認する方針を掲げたのである。領土主権の 擁護という点で連盟規約・九ヵ国条約における国家間平等 の原則を擁護し、日本に満洲支配の優越性を認めるという 形でワシントン体制のもとでの日本と列強間の協調を維持 しようとして、欧米列強の対日譲歩の限界を示している。

このようなリットン報告書を読んで、吉野は雑誌『改造』 に「リットン報告書を読んで」を寄稿し、それに関する自 らの見解を披露した。まず、吉野はリットン報告書の要点 をつぎのようにまとめる。第一章では「支那の前途を悲観 せず、漸次進歩しつつありとの同情的見解」を示して、第 二章では「満州が終始支那の一部であったこと並に最近農 民労働者の多数移入に依ってこの関係が一層強められつつ ある」ことを指摘し、第三章では満州における日本の特殊 権益の設定は「他に比類を見ざる」もので、これに対する 近年の中国側の利権回収の動きが「自ら日本の権益と衝突 する」こと、すなわち「満州における日支両国の利害関係 が根本的に衝突する」と判断している。さらに第四、第五 章では日本の軍事行動は自衛権の行使とはいえず、「満州 国の創立といふが如き永続的な目的のために計画されたも のらしく観ゆる」ことを述べ、第六章では「日本軍隊と日 本文武官憲の活動なかりせば満州国は起こり得ざりし」こ とを指摘している。また第九章では満州独立国を作らぬ方 がよいと次の理由をあげ、すなわち日本はこれまで人口増 加に苦しむといいながら満洲移民を十分実行しなかった、 日本が工業化のため中国に市場を求める以上、満州国を 作って「支那との友好を不可能ならしむるが如きは」得策 ではない、「日本の政治家及び軍部は常に満洲が日本の生 命線なることを口にする」が、満洲を無期限に占領するこ とから生じる巨額の財政負担は「真に外部より危険に対す る最有効の保障なりや」、なお日本軍が「敵意をもつ支那

の後援の下に不従順若くは反抗的なる民衆により包囲せらるる場合に甚しく困難を感ずることなきや」。最後に第十章では満州における日中間の衝突を「両国の協定に依って解決せしめん」と勧告する⁽²⁰⁾。

つぎに、以上のような報告書の内容に対して吉野は下記 の二点の所見を示した。彼はいう。

「今度の報告書を読んでも、一日本人として憤慨したかと思ふと、いつの間にかなかなかよく調べて居ると関心したりこれは傾聴に値する忠言だと讃歎したりする、つまり知らず知らず第三者の立場に変って歴史家的見識で物事を判断して居るのである。かういふ立場も事態の正当なる理解と問題の適切なる解決の為には時として必要なことではある (21)」。

リットン報告書が「第三者の立場」で満洲事件を考察し た「傾聴に値する忠言」で、かつ事件の「適切なる解決の 為に」必要なものだというリットン報告書への賛意の表明 である。つまり吉野は、リットン報告書で示されるように 満洲の主権が中国にあることを認めながら、同地域を実質 的に日本の勢力圏にすることにより、列強との協調を保つ ことを満州事変の「適切なる解決」とするのであろう。前 に検討したように、これは「民族と階級と戦争」で提示さ れた吉野の所見とほぼ一致するものである。先行研究では 吉野がリットン報告書に共鳴したことを指摘しているが、 「民族と階級と戦争」との関連において吉野の主張の思想 史的意味を解明していない(22)。しかし他方、吉野は現実 的に「日本の固持する立場は、リットン報告書の公表され た今日、連盟の一員たる地位と絶対に両立せぬものたるこ とは明白だと思ふのである」(23) と述べ、「満州国」を承認 する立場を変えない以上、日本は列強との協調を断念す る、いいかえれば国際連盟とワシントン体制から離脱する しかないと吉野は判断していた。そして彼はそのとき日本 「国民の一人」としての自分の立場を言及した。

「満洲問題に対する日本帝国としての方針は既に定まった。私一個人の意見としては決定された方針に付ても又これを定めた順序手続に付ても多少の異義を有つ、併し今更これを繰返しても詮がない、一旦国是方針が斯うと定まった以上国民の一人としては全然これに遵ひ飽くまで既定方針の完成に協力せねばならない⁽²⁴⁾」。

個人の意見をまげて満州国承認という政府の決定にした がうのは、日本「国民の一人」としての彼が取らざるを得 ない立場だという。

国際連盟は、1931年11月21日からリットン報告書の審議に入った。そして十九名の専門委員会を新設し、解決策の試案を作成させた。その審議中に、関東軍は満州国の領土をさらに拡大するために、熱河省に侵攻した。その軍事行動は連盟の態度をさらに硬化させた。十九人委員会は、リットン報告書の趣旨にのっとって満州国を不承認とし、米ソ両国も参加する和協委員会を設置して解決を図るとい

う解決策を決定、連盟総会にはかった。日本政府は、満鉄副総裁から衆議院議員に転じていた松岡洋右を首席全権として出席させた。松岡全権は冒頭から激しくリットン報告書を非難し、日本の正当性を訴えつづけていた。1933年2月24日、十九人委員会の報告書は連盟総会で採決に付された。反対は日本のみで、十二ヵ国が欠席、シャムが棄権、賛成四十一で決議された。そのあと、松岡全権は二時間余りにわたって演説し、演説終了後に随員を引き連れて議場を後にした。それは日本政府の方針にしたがって、国際連盟を脱退するという意思表示であった。

そして1932年12月、吉野はは最後の中国論「東洋モンロー主義の確立」を『中央公論』にのせ、国際協調以外の外交路線を模索しようとする姿勢を示しているが、その文末において吉野は「これ [東洋モンロー主義] を理想通りに育てあげるか、方向をあやまらして永く我々並子孫を苦むる重圧の因となるかは、我々今後の心掛け如何にある。反省を要する所以である」⁽²⁵⁾ と、「東洋モンロー主義」の将来への不信を示した。

5. おわり**に**

以上考察してきたように、満州事変が勃発した際、吉野 は経済恐慌の打開策として満蒙懸案を解決し、満洲を日本 の経済上の独占的勢力圏にすることを認めた。第一次世界 大戦以降満蒙特殊権益より中国全土での日本の経済発展を 重視し、中国に対する内政不干渉と満洲における「門戸開 放、機会均等」を唱えてきた吉野の中国論における著しい 変化だといえよう。この変化の背後に存在しているのは資 本主義世界の経済的大恐慌に対する「民族生存上」の危機 感、ならびにそれによる自由貿易の行き詰まりに対する吉 野の認識であろう。一方、吉野は関東軍による大規模な軍 事行動と満蒙で中国から独立した親日政権を樹立すること を批判した。彼によれば、「自衛権の発動」と解釈できな い大規模な軍事行動は国際連盟規約と不戦条約に対する違 反であり、満蒙で独立政権をたてるのは中国の領土的行政 的保全を保障する九ヵ国条約とワシントン体制への挑戦で あり、それによって国際社会の非難ないし制裁を招き、日 本と列強間の協調を破壊するのは日本にとってきわめて不 利なことである。したがって、吉野は満蒙懸案を解決し、 満洲を日本の経済的独占的地域にして、同時にそれまでの 限定的武力行使を「日本民族生存の必要」という理由で国 際社会に弁明し、列強との協調関係を保とうとしたのであ る。先行研究では吉野が満州事変における関東軍の軍事行 動と満蒙における独立政権の成立を批判したことを指摘し ているが、本論のように第一次世界大戦後国際連盟規約、 九ヵ国条約および不戦条約の調印による「戦争違法化体 制」の成立とワシントン体制との関連において、吉野の批 判の意図とその政治思想史的意味を検討していない。

1932年2月「リットン報告書」を読んだ吉野は報告書で示されるように満洲の主権が中国にあることを認めながら、同地域を実質的に日本の勢力圏にすることにより、列強との協調を保つことを満州事変の「適切なる解決」としながら、日本政府がすでに満州国を承認し、かつこのよう

な立場が変る余地はない以上、日本は列強との協調を断念する、いいかえれば国際連盟とワシントン体制から離脱するしかないと判断し、しかもそのとき個人の意見をまげて満州国承認という政府の決定にしたがうのは、日本「国民の一人」としての彼が取らざるを得ない立場だと考えていた。そして12月吉野は最後の中国論「東洋モンロー主義の確立」を執筆し、国際協調以外の外交路線を模索する姿勢を示しているが、その文末において彼は依然として国際連盟とワシントン体制から離脱し、「東洋モンロー主義」の道を歩もうとする日本の未来への不信感を示した。

注

- (1) 松尾尊允「補論 満州事変下の吉野作造」、富坂キリスト教センター編『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』近現代天皇制を考える2、新教出版社、2001年。 黄自進『吉野作造対近代中国的認識与評価:1906~1932』、台北中央研究院近代史研究所、1995年。
- (2) 広野好彦「吉野作造中国論おぼえがき」、京都大学法学会『法学論叢』、第121巻第6号、1987年。平野敬和「吉野作造のアジア―第一次世界戦争から国民革命の終結まで―」、『吉野作造研究紀要』創刊号、2004年3月。
- ③ 藤村一郎も同じことを指摘する。「吉野作造とワシン トン体制―漸進主義における理想主義と現実主義―」、 『久留米大学法学』第四十四号、2002年10月、4頁。藤 村は吉野の中国論を第一次世界大戦下、ワシントン会 議から1920年代前半まで、および国民革命と三つの時 期にわけて分析を進めていく。彼によると、第一次世 界大戦初期に吉野は国際関係に対して、理想的には 「国際道徳の尊重」を徹底させたいが、現実的には国際 関係は「競争場裏」であり、国家の生存を第一義とす べきというジレンマを抱き、大戦を通過することに よってこのジレンマは、理想主義的国際観にもとづき 国際連盟を支持し、民族自決主義を受容する国際平和 論と、国益を追求する対中国政策論に発展していっ た。このような吉野の平和論と外交論は原理的に対立 であったが、第一次世界大戦が終結するまで両論は並 行して主張された。しかし第一次世界大戦後国権回収 をめざす中国ナショナリズムの高揚は吉野の平和論と 外交論の相克を始動させた。そして1920年代前半まで 吉野は、「理想主義」的国際平和論と「現実主義」的対 中国政策論の衝突を回避するため「漸進主義」を打ち 出し、かつ「漸進主義」に適合するものとしてワシン トン体制を支持した。1920年代後半に入ると、国共合 作、中ソ提携下の国民革命の進展はワシントン体制を 不安定化するとともに、同体制に即応する吉野の「漸 進主義」の効用を低下させた。それに対応して吉野は 「日中提携論」という対中国長期的戦略を打ち出し、 「理想主義」と「漸進主義」の新たな調和を図ろうとし た。以上のように藤村の一連の分析は国民革命までで あり、満州事変には至らない。同「吉野作造の外交論・ 平和論とその軌跡-第一次大戦下にあらわれた現実主 義と理想主義一」、『久留米大学法学』第三十九号、2000

年11月、同「吉野作造と中国国民革命―日中提携論における現実主義と理想主義―」、『久留米大学法学』第五十一・五十二合併号、2005年5月参照。またワシントン体制との関連で吉野の中国論を考察する研究には岡本宏「知識人の中国認識―国民革命を中心に―」(熊本近代史研究会編『近代における熊本、日本、アジア』、1991年所収)もある。岡本は、吉野はベルサイユ・ワシントン体制を前提とし、列強が国際問題の解決について公正で合理的な道に踏み出したとの認識から、中国の利権回収は、その線に沿い列強も承認しうる条件とプロセスを重視し、その枠をこえた民衆の圧力による「無秩序な」回復要求には批判的ないし否定的であると指摘したが、彼の分析は北伐期に焦点をおき、満州事変下の吉野の中国論は彼の考察の範囲外にある。

- (4) 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』上巻、日本国際連合協会、1955年、401頁~416頁参照。
- (5) 拙稿「対華二十一ヶ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」、政治思想学会『政治思想研究』、第5号2005年5月参照。
- (6) 拙稿「第一次世界大戦後の吉野作造の中国論—王正廷 との対比を中心に—」、『人間環境学研究』、第3巻第2 号 2005 年 12 月参照。
- (7) 吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年、360頁。
- (8) 同前。
- (9) 同前、362頁、363頁。
- (10) 同前、363 頁。
- (11) 同前。
- (12) 同前、364 頁。
- (13) 同前、361 頁。
- (14) 同前、365 頁、366 頁。
- (15) 同前、365 頁。
- (16) 松尾前掲論文、334頁、335頁。
- (17) 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制―第一次世界大戦 から日中戦争へ―』、吉川弘文館、2002年、小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』、吉川弘文館、2002年参照。
- (18) 前掲吉野作造「民族と階級と戦争」、370頁、371頁。
- (19) 松尾前掲論文、黄前掲書。
- (20) 吉野作造「リットン報告書を読んで」、『吉野作造選集』 6、303 頁~309 頁。
- (21) 同前、301頁。
- (22) 前掲松尾論文、359頁。
- (23) 前掲吉野作造「リットン報告書を読んで」、309頁。
- (24) 同前、300頁、301頁。
- (25) 吉野作造「東洋モンロー主義の確立」、『中央公論』巻頭言、1932年12月。

付記

現在の所属先は次の通りです。中国広東省広州市白雲区白雲大道 広東外語外貿大学 日本語学部

(受稿: 2006年7月21日 受理: 2006年11月20日)